

国海員第335号  
令和5年2月17日

交通政策審議会

会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣  
齊藤 鉄夫



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第426号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
日徳汽船株式会社	広島県広島市東区光町一丁目12番20号
株式会社入船汽船	愛媛県今治市恵美須町二丁目4番地6グラ ンドキャッスル701号
松栄マリン株式会社	山口県周南市二丁目36